

帯解駅舎保存・活用の会会則

制定：2020年8月29日

改正：2021年4月22日

改正：2023年4月22日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、帯解駅舎保存・活用の会と称する。

(事務局所在地)

第2条 本会の事務局は、奈良市今市町804の木原勝彬宅とする。

(目的)

第3条 本会は、JR帯解駅舎の保存・活用をおこない、もって帯解地域の活性化及びまちづくりに貢献する。

(活動)

第4条 本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 駅舎の保存・活用の具現化に向けた奈良市等との協議及び調整活動
- (2) 駅舎等を活用した駅舎の保存・活用に結び付く活動
- (3) 駅舎の管理運営にかかわる活動
- (4) その他、本会の目的を達成するための活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員趣旨及び目的に賛同し、会費を納入して当会の運営に参画する個人
- (2) 賛助会員趣旨及び目的に賛同し、会費を納入して当会の活動を支援する個人及び団体
- (3) 特別会員趣旨及び目的に賛同し、当会の活動に参加する生徒、児童、学生及び院生

(アドバイザー)

第6条 本会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、本会の活動にかかわる専門的な知識を持つ学識者等から、代表が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、本会の運営及び活動に関して、代表の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第3章 役員

(役員構成)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表2名以内
- (3) 運営委員15名以内
- (4) 事務局長1名

(役員選任)

第8条 役員は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 代表、副代表、運営委員、事務局長は役員相互選とする。

(役員職務)

第9条 代表は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐する。
- 3 運営委員は、会務を執行する。
- 4 事務局長は、会務の執行を統括する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とするも、最終年度の総会までとし、再任を妨げない。

第4章 監事

第11条 監事は、1名とし、本会の業務執行の状況及び会計を監査する。

- 2 監事の選任は、総会の決議によって選任する。
- 3 監事の任期は2年とするも、最終年度の総会までとし、再任を妨げない。

第5章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、運営委員会及び総会とする。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、代表、副代表、運営委員及び事務局長をもって組織する。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の審議を要しない業務の執行に関する事項

(総会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関で正会員をもって組織し、毎年1回代表が招集する。ただし、必要に応じ臨時に招集することができる。

2 総会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会則の改廃に関する事項
- (2) 活動計画及び活動報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 会員の資格に関する事項
- (6) その他代表が諮問する事項

3 監事は、総会において本会の会計及び業務監査の結果を報告するものとする。

(議決)

第15条 運営委員会及び総会は、出席した正会員の過半数の同意で可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議決に当たっては表決委任を認める。

3 運営委員会及び総会の議長は、代表とする。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、正会員会費、賛助会費、寄付金等をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第7章 会則の変更、解散等

(会則の変更)

第18条 この会則を変更するときは、総会の議決を経なければならない。

(解散)

第19条 本会を解散するときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 会員の資格喪失等

(会員の資格喪失)

第20条 会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき

(除名)

第21条 本会の会員が、本会及び本会の会員の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

第9章 雑則

第22条 本会の設立は2020年8月29日とする。

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1. この会則は、2020年8月29日から施行する。
2. 本会の事務局所在地は、奈良市から本会への駅舎貸与が確定した後、時期をみて奈良市今市町1丁目250の帯解駅舎内とする。
3. 当初の活動年度及び会計年度は、2020年8月29日から2021年3月31日までとする。
4. 当初の役員及び監事の任期は、2020年8月29日から2021年の総会時までとする。